

朝霞地区在宅医療・介護連携推進会議実施要綱

(設置)

第1 朝霞地区において、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、病院と地域を繋ぐ円滑な体制を構築するため、朝霞地区在宅医療介護連携推進会議（以下推進会議）を設置する。

(検討事項)

第2 推進会議は、次の事項について、協議、検討する。

- (1) 入退院支援に関する事
- (2) 多職種協働による日常の療養生活の支援に関する事
- (3) 急変時の対応に関する事
- (4) 患者が望む場所での看取りに関する事
- (5) その他必要と認められる事項

(組織)

第3 推進会議は、医療関係団体の代表者、医療機関、介護保険サービス事業所及び市町村担当者等により構成する。

(招集)

第4 推進会議は、朝霞地区医師会長が招集する。

(事務局)

第5 推進会議の事務局を朝霞地区医師会地域包括ケア支援室に置く。

(補則)

第6 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、朝霞地区医師会地域包括ケア支援室長が推進会議に諮って定める。

付則

この要綱は、令和3年 6月 1日から施行する。